

「唐・齊士員造像銘」の訳注と考察

平田 陽一郎*

Buddha Stela Sponsored by Qi Shiyun : Translation and Notes Yoichiro Hirata*

Key Words: Qi Shiyun, Xianling, Tang Dynasty, Buddha Stela

はじめに

これまでに筆者は、唐代兵制＝「府兵制」(兵民一致の徴兵制)という概念が、『鄴侯家伝』の中で仮想されたものに過ぎず[1]、またその前身とされてきた西魏・北周の二十四軍制も、実は鮮卑遊牧社会の伝統に支えられた擬制的部落兵制であったことを明らかにしてきた[2]。では、これらの知見を踏まえた時、唐代「府兵制」像はどのように捉え直されることになるであろうか[3]。検討を進めて行くに当たって、ぜひ取り上げてみたい史料が、表題に掲げた「唐・齊士員造像銘」である。

1, 「唐・齊士員造像銘」訳注

本造像銘は、楊殿珣編『石刻題跋索引』(増訂本、商務印書館、1957年、造象・唐・貞観)に著録され、つとに知られる史料である。実際、「2. 考察」で触れるように、愛宕元氏が唐代折衝府について歴史地理的分析を加えられた際に、毛鳳枝の『金石萃編補遺』巻一、『関中金石文字存逸考』巻七、三原県条からの移録により、同史料を利用されている[4]。ところがその後、張總氏によって、この造像銘の拓本三張が北京大学図書館善本部に所蔵されているばかりか、同銘文の刻された「石仏殿」「石座」が、陝西省の三原・富平両県境、唐高祖献陵の東北1km付近に現存していることが伝えられたのである[5]。

この貴重な石刻史料の原貌については、張總論文をご参照いただきたいが、張氏の主たる関心は閻羅王の図像と刻経にあり、その他の検討は簡略なものとなっている。筆者は張總論文所掲の写真版のみで、残念ながら拓本・原石を間近に見る機会を得ていないが、将来の実地調査に備えて、歴代の石刻関係図書と張氏の録文を対照し、文字の異同に注意しつつ訓読と語釈を施した上で、若干の考察を加えてみたい。なお、紙幅の関係上、図像や刻経の検討は張總論文に譲り、石座正面および右側面の銘文にしぼって考察することとする。

【録文】

まず録文を掲示するが、冒頭の二桁の数字は便宜上の行数を、□は判読困難な文字を、スペースは空格を示す。

「貞観十三年齊士員等造佛殿像刻經題記」(張總氏命名)
(拓本一、石座正面前部)

- 01 貞観十三年歲次己亥正月乙巳朔一日右監門中郎將延
- 02 陵子齊士員恒州行唐人也王保府折衝都尉趙伽頻陽府
- 03 田阿女懷信府果毅都尉獨孤範天齊府斛律瓌長豐府王
- 04 修感頻陽府關文瓚左右監門校尉三原縣令檢校陵署令
- 05 崔璧玉署丞裴珉内省禦侮尉郭元宗 陵寢二所宿
- 06 衛人呂村任村王村劉村朱村唐祿村房村袁呂村謝村宿
- 07 老等但士員奉 詔賜以終身供奉 陵寢許生死
- 08 不離官闕縱令灰骨喪軀無能報國今分割官祿之資為
- 09 太武皇帝太穆皇后敬造石佛殿一所并造彌陀像二菩薩
- 10 師子香爐座四面為宮内存亡寫金剛波若觀世音經各一
- 11 部及一切經目昔前漢數終□運長安絕迹三年後隨歷季
- 12 之期天下分崩累載軍兵箕斂而給黎庶折骸而食皆悲杼
- 13 袖之空咸結傾匡之恨金符去其王室玉帛出自私門四國
- 14 是遑三川若沸 太上皇膺天順命伐罪弔民發義晉
- 15 陽除兇京輔八荒懷服萬國朝宗率土來蘇羣生再造荷斯
- 16 □□建此神功托聖德以濟橫流仰慈悲而登彼岸設使高
- 17 山銷隙大谷陵移冀等日月而長懸同天地之永固
- 18 此報 聖上之恩冀存萬代但恐無識之徒輒有輕毀後若
- 19 有人敲打佛像破滅經字者願當 來世恒墮三塗地獄世
- 20 世不復人身常值災窮之報

※文字異同一覧および略号: 張總前掲論文=(張)、毛鳳枝
前掲二書=(毛)、陸心源『唐文拾遺』卷一二=(陸)

01 己亥→乙亥(張)、03 斛→百+升の字(毛)、瓌→環(張)、

04 修→仁(毛・陸)、05 璧玉→□王(毛)・璧王(陸)、10 面→面(毛)、波→般(陸)、11 三年→之季・隨→隋(毛)、12 折→折(毛・陸)、13 傾匡→□匡(毛)・頤匡(張)、王→主(毛)、14 膺→應(張)、弔→吊(張)、15 羣→群(張)、16 □□→極□(陸)・以濟→於渡(陸)、17 鎖隙→□隙(毛)・鎖隙(張)、18 空格なし(張)、19 空格→なし(張)・當(陸)、20 災→灾(張)

「太武皇帝穆皇后供養石像之碑」(張總氏命名)

(拓本一、石座正面後部 ※前半 17 行分は省略)

21 右監門中郎將右勳衛郎將檢校左右領府郎將長

22 樂宮大監定州刺史上柱國延陵縣開國子齊士員曾祖常

23 □□平南將軍豫州汝南郡太守祖恩齊尚食典御父羨隨荊

24 州記室參軍兄傲隨廬州司兵參軍妻呂氏延陵郡君子

25 小師右翊衛息世武文德皇后挽郎息世文世才世貴孫

(拓本二、石座右側面前部)

26 神感神法神雨世文已下並幼未登仕長女潘水府

27 果毅和宜妻女娘兒然士員早承華緒先人餘福開

28 皇之歲宿衛宮闈尋配兵曹以為品子久滯武庫未

29 聘文房大業末年軋綱落紐幸逢開關運屬周旋立

30 佐命之元勳成割地之鴻業義旗之始即授正議大

31 夫左一軍頭帷幄之中決勝千里陣場之上身敵萬

32 人爵賞既隆領禁天關每承機要三十餘年 太武

33 皇帝壽極升霞即奉 勅於 獻陵供奉生死不離

34 仍於 陵後千步賜以瑩域既盡君臣之禮冀申忠

35 孝之誠建功業於前存正念於後立頌報德勒石紀

36 恩庶使萬古千秋湛然不朽

23 食→令(毛)・隨→隋(毛)、24 隨→隋(毛)、25 小師→□師

(毛)、26 已→以(毛)・並→并(張)、27 宜→直(毛)、兒→兒

(毛・陸・張)、28 曹→曹(毛・陸・張)、29 軋→乾(毛・陸・張)、

關→辟(張)、31 頭→領(陸)、帷幄→既隆の脱文(毛)、場→

場(陸)・場(張)、万→萬(陸・張)、33 升霞→昇遐(張)、勅(来

+ 力の字形)→敕(毛・張)、35 紀→記(毛)

【訓読】

貞觀十三季歳次己亥正月乙巳朔一日、右監門中郎將^①・延陵^②子の齊士員、恒州行唐の人なり。王保府折衝都尉の趙伽^③・頻陽府の田阿女、懷信府果毅都尉の獨孤範^④・天齊府の斛律瓌^⑤・長豐府の王修感^⑥・頻陽府の關文瓚^⑦、左右監門校尉^⑧・三原

縣令^⑨・檢校陵署令^⑩の崔璧玉^⑪、署丞^⑫の裴珉^⑬、内省禦侮尉^⑭の郭元宗^⑮、陵寢^⑯二所の宿衛人、呂村^⑰・任村^⑱・王村^⑲・劉村^⑳・朱村^㉑・唐祿村^㉒・房村^㉓・袁呂村^㉔・謝村^㉕の宿老等、但だ士員のみ詔を奉じ、賜うに終身陵寢に供奉するを以てし、生死宮闕を離れざるを許さる。縦令い骨を灰にし軀を喪うとも、能く國に報いん。今宦祿の資を分割し、太武皇帝・太穆皇后^⑳の為に、石佛殿一所を敬造し、並びに彌陀像・二菩薩・師子香爐座を造り、四面は宮内の存亡の為に、金剛波若・觀世音經各一部、及び一切經目を寫す。昔前に漢の數終^㉑運に、長安絶迹すること三年。後に隨の歷季の期に、天下分崩すること累載。軍兵は筭斂して給し、黎庶は折骸して食す。皆な杼柚^㉒の空を悲しみ、咸な傾匡^㉓の恨み^㉔を結ぶ。金符は其の王室を去り、玉帛は私門自り出づ。四國是れ連れ、三川沸くが若し。太上皇は天に膺じ命に順い、罪を伐ち民を弔れむ。義を晉陽に發し、兇を京輔に除く。八荒は懷服し、萬國は朝宗す。率土は來蘇し、羣生は再造す。斯の□□を荷い、此の神功を建つ。聖徳に托して以て横流を濟り、慈悲を仰ぎて彼岸に登る。設使い高山の銷殫し、大なる谷陵の移るも、冀わくは日月に等しく長く懸かり、天地の永固に同じからんことを。此に聖上の恩に報い、冀わくは萬代に存せんことを。但だ無識の徒、輒ち輕しく毀つ有るを恐る。後に若し人の佛像を敲打し、經字を破滅する者有らば、願わくは來世に當たりて恒に三塗の地獄に墮ち、世世人身を復さず、常に災窮の報に値わんことを。

右監門中郎將^①・右勳衛郎將^②・檢校左右領府郎將^③・長樂宮大監^④・定州刺史^⑤・上柱國^⑥・延陵縣開國子の齊士員、曾祖の常は、^⑦の平南將軍・豫州汝南郡太守たり。祖の恩は、齊の尚食典御たり。父の羨は、隨の荊州記室參軍たり。兄の傲は、隨の廬州司兵參軍たり。妻の呂氏は、延陵郡君なり。世子の小師は、右翊衛なり。息の世武は、文德皇后の挽郎なり。息の世文・世才・世貴、孫の神感・神法・神雨あり。世文已下は並びに幼く、未だ登仕せず。長女は潘水府果毅の和宜の妻なり。女娘兒あり。然るに士員の早に華緒を承くるは、先人の餘福なり。開皇の歲、宮闈に宿衛す。尋いで兵曹に配され、以て品子^⑧と為る。久しく武庫に滯り、未だ文房に聘せず。大業末年、軋綱は紐を落とす。幸いにして開關に逢い、運は屬に周旋す。佐命の元勳を立て、割地の鴻業を成す。義旗の始め、即ち正議大夫^⑨・左一軍頭^⑩を授けらる。帷幄の中に、勝ちを千里に決し、陣場の上に、身は万人に敵す。爵賞既に隆く、天關を禁ざるを領す。毎に機要を承くること三十餘年。太武皇帝の

壽極まり升霞するや、即ち勅を奉じて獻陵に於いて供奉し、生死離れず。仍りて陵後の千歩に於いて、賜うに塋域を以てせらる。既に君臣の禮を盡くせば、冀わくは忠孝の誠を申ねんことを。功業を前に建て、正念を後に存す。頌を立てて徳に報い、石に勒して恩を紀す。庶わくは萬古千秋にして、湛然として朽ちざらしめんことを。

【語釈】

- ①右監門中郎將 唐代の中央宿衛武官の一つ(正四品下)。左右各四人が置かれ、大將軍・將軍のもとで宮殿諸門の監視等を務めた(『唐六典』卷二五、諸衛府ほか参照)
- ②延陵子 唐代の封爵の一つ。後段22行目に「延陵縣開國子」とあるように、延陵は県名で、開國子は正五品上に当たる(『通典』卷一九、職官一、封爵ほか参照)
- ③恒州行唐 恒州は、唐代の河北に置かれた州の一つ。行唐はその属県で、河北省行唐県付近に当たる(『元和郡県図志』卷一七、河北道二、恒州行唐県ほか参照)
- ④王保府折衝都尉 王保府は唐代折衝府の一つで、折衝都尉はその長官(正四品上・従四品下・正五品下の三階級)。羅振玉『唐折衝府考補』(二十五史補編所収、1935年)は、本造像銘に依って同府名を補い、京兆府所属と推定する。
- ⑤頻陽府 唐代折衝府の一つ。府名より、陝西省富平県美原鎮西南の頻陽県故城付近に置かれたと推定されることは、後掲注[8]所掲の森部豊氏の論文を参照のこと。
- ⑥懷信府果毅都尉 懷信府は唐代折衝府の一つで、果毅都尉はその副官(従五品下・正六品上・従六品下の三階級)。羅振玉『唐折衝府考補』は、本造像銘と「唐・仵欽墓誌」に依って同府名を補い、隋以来の京兆府所属軍府と推定する。
- ⑦天齊府 唐代折衝府の一つ。府名から、天齊原・天齊祠の地名を伝える陝西省三原県嵯峨郷天井村付近に置かれたと推定される点については、森部前掲注[8]論文を参照。なお「唐・蘭輔墓誌」は、隋～唐永徽中にかけて宿衛畑を歩んだ蘭輔が、貞觀年間後半に一時「天齊府果毅都尉」に転任した後、「左監門中郎將」まで昇進したことを伝えている。人事異動による中央諸衛と折衝府との結びつきを窺わせて興味深いことに加えて、「2. 考察」で触れるように、蘭輔が齊士員とともに獻陵警護の任務に関わったり、あるいはその同僚であった可能性を示す貴重な史料である。
- ⑧長豊府 唐代折衝府の一つ。羅振玉『唐折衝府考補』は、本造像銘に依って同府名を補い、京兆府所属と推定する。
- 清・張象魏『三原県志』に、明代の三原県雁陂郷留官里管下の「長豊村」の名が見え、何等かの関係が想定される。
- ⑨左右監門校尉 唐代武官の特殊な範疇である、いわゆる衛官の一つ(従六品上)。左右各三百二十人が置かれ、語釈①の中郎將のもとで宮殿諸門の人や物の出入を監視した(『新唐書』卷四九上、百官志四上ほか参照)
- ⑩三原縣令 三原県は、唐代の雍州に置かれた県の一つで、陝西省三原県付近に当たる(『旧唐書』卷三八、地理志一、雍州三原県を参照)。県令は県の長官、雍州(京兆郡)所属の県令は、諸州の県令より格上の正六品上(『唐六典』卷三〇、三府督護州県官吏ほか参照)
- ⑪陵署令 皇帝・皇太子の陵墓の守衛を掌る官職(従五品上)。太常寺の属官であったが、開元二五(737)年に宗正寺所属に改められた(『唐六典』卷一四、太常寺ほか参照)
- ⑫署丞 上掲語釈⑪の陵署令の次官(従七品下)(同上)
- ⑬内省禦侮尉 内省が内侍省(宦官が後官を管掌する官署)の、禦侮尉が禦侮校尉・副尉(それぞれ従八品上・従八品下の武散官)の省略かと思われるが、詳細は不明。
- ⑭陵寢 古代帝王の陵墓および付属する宮殿・寝廟のこと。
- ⑮太武皇帝・太穆皇后 太武皇帝は唐の高祖・李淵、太穆皇后はその皇后の竇氏。
- ⑯杼柚の空 『詩経』小雅、大東に、「小東大東、杼柚其れ空し」とあるのに因む表現。「杼柚」を「くぬぎの実とゆず」として、それらも取り尽くして厳しい冬となったとする解釈と、「機織りの梭と縦糸を巻く具」として、機織りもされなくなったとする解釈があるが、いずれも搾取に喘ぐ民の苦しみを表す。
- ⑰傾匡の恨 『詩経』周南、卷耳に、「卷耳を採り采るも、頃筐に盈たず」とあるのに因む表現であれば、「頃筐(=傾匡)」は後ろが高く前が低い竹かごを指し、出征して帰らぬ人を待つ女心を意味する。あるいは文字通り、箱を傾けて中のものをすべて出すこと、つまり苛斂誅求の様をいうか。
- ⑱右勳衛郎將 唐代の中央宿衛武官の一つ(正五品上の清官)。左右衛に置かれた勳府の副官で、二品曾孫・三品孫・四品子など高官の子弟からなる勳衛兵士を率いて、宿衛・儀仗を務めた(『唐六典』卷二四、諸衛ほか参照)
- ⑲左右領府郎將 北魏以来、千牛刀を執って宿衛侍従することから、千牛備身などと呼ばれる侍衛兵がいた。隋・文帝期に彼らの統率に当たったのが左右領左右府で、煬帝期に左右備身府と改称されたが、唐貞觀中に左右領左右府の旧称に復し、顯慶五(660)年に左右千牛府に改組された。

- 本文に見える「左右領府郎将」は、後の左右千牛衛中郎将（正四品下の清官）に相当する中央宿衛武官であると考えられる（『通典』卷二八、職官一〇、左右千牛衛ほか参照）
- ⑩長樂宮大監 長樂宮は、漢の長安城の東南隅に置かれた宮殿で、隋唐の長安城北方禁苑内にあったことから、唐初においても施設として使用された。長樂宮大監は、その管理責任者を指すと考えられる。
- ⑪定州刺史 定州は、唐代の河北に置かれた州の一つ。上州に区分され、その長官である刺史の位階は従三品（『元和郡県図志』卷一八、河北道三、定州ほか参照）
- ⑫上柱國 唐代の勳官の一つ。全十二等級の第一等級で正二品（『通典』卷三四、職官一六、勳官ほか参照）
- ⑬魏の平南將軍・豫州汝南郡太守 □に「魏」を補うと、平南將軍は北魏の太和前令で従二品上、後令で三品の將軍号となる。豫州は現在の河南省南部に置かれた州で、汝南郡はその属郡。長官の太守の位階は四品下～六品下（『魏書』卷一一三、官氏志・卷一〇六中、地形志中ほか参照）
- ⑭齊の尚食典御 北齊の門下省に尚食局があり、典御二人（五品下）が置かれ、御膳の事を掌った（『隋書』二七、百官志中を参照）
- ⑮隨の荊州記室參軍 隨の荊州は、現在の湖北省に置かれた州で、煬帝期に南郡と改称（『隋書』卷三一、地理志下）。『隋書』卷二八、百官志下によれば、記室は親王府等に置かれた書記を掌る官（従六品下）とされるが、ここでは開皇二十（600）年に置かれた荊州総管府の属官を指すか。
- ⑯隨の廬州司兵參軍 隨の廬州は、現在の安徽省に置かれた州で、煬帝期に廬江郡と改称（『隋書』卷三一、地理志下）。『隋書』卷二八、百官志下では、司兵參軍は煬帝期に左右領左右府等に置かれた属官（正八品）とされるが、廬州と合わない。各州に司兵參軍事を置いた唐制の誤入か。
- ⑰延陵郡君 唐代の女性の封号の一つ。四品の職事官・散官の母や妻の称号。齊士員の「右監門中郎將」（正四品下）や「正義大夫」（正四品上）に対応（『旧唐書』卷四三、職官志二、尚書吏部司封郎中を参照）
- ⑱右翊衛 左右衛以下の中央諸衛に置かれた翊府所属の宿衛兵のこと。四品の孫や五品および勳官上柱国の子など、有官者の子弟が選ばれた（『新唐書』卷四九上、百官志四上ほか参照）
- ⑲文德皇后の挽郎 文德皇后は唐の太宗・李世民的皇后である長孫氏のこと。挽郎は皇帝・皇后らの葬儀において柩

車を牽引する係で、名家の子弟から任用された。

- ⑳潘水府 唐代折衝府の一つ。谷霽光『唐折衝府考校補』（二十五史補編所収、1935年）は、陸心源『唐文拾遺』卷一二所掲の本造像銘に依って同府名を補うとともに、『新唐書』卷四三上、地理志七上、嶺南道に、潘州潘水県が見えることから同地に否定し、張冲『唐折衝府匯考』（三秦出版社、2003年）もこれに従う。一方、武伯綸「唐京兆郡折衝府考逸」（『考古与文物』1990-6）は、王保府以下の五府と同じく、京兆府所属の軍府とするが、いずれとも確定できない。
- ㉑兵曹 兵事を掌る官吏・官署をいう。隋唐代では、左右衛以下の中央諸衛や京兆府などの府に置かれた兵曹參軍事、あるいは尚書省兵部を指す。
- ㉒品子 品官・官吏の子弟をいう。本文に見える「尋配兵曹、以為品子」については、「隋・于緯墓誌」に、よく似た事例が見られる。西魏以来の権門于氏一族の于緯は、隋の開皇五年に十九歳で「東宮左勳衛」に起家し、開皇二十年に文帝の「勳衛」に昇格して、大業五年に「衛を解きて兵曹品子と為」された後、同七年に「還た本任に居」ることとされている。これらの記述から判断するに、「兵曹品子」とは、宿衛の実務からは離れるが、官品を保持しつつ待命し、兵部等の選考を経た後、武官を主として他の官職にも補任され得る資格保有者に付与された肩書きではないかと考えられる。
- ㉓正義大夫 唐代の文散官の一つ。全二九等級の第六等級で正四品上（『通典』卷三四、職官一六、文散官ほか参照）
- ㉔左一軍頭 武徳元（618）年に、隨の鷹揚府の長官である鷹揚郎將を改名して生まれた武官（正四品下）。さらに驃騎將軍、統軍、折衝都尉と順次改称された（『新唐書』卷四九上、百官志四上を参照）

2. 考察

（1）本造像銘文の構成

本造像銘を、前半部（01～20）と後半部（21～36）に分けて、その構成を見ていくと、まず前半部は、①紀年月日（01）、②造像主（01～02）、③その他の関係者（02～07）、④発願・造像の直接的な経緯（07～09）、⑤尊像・經典名（09～11）、⑥隋末唐初の困難な社会情勢（11～14）、⑦高祖李淵の帝徳の礼讃（14～16）、⑧造像事業の永続への願い（16～20）、から成る。そして後半部は、おおむね前半部をさらに詳しく説明する内容となっている。具体的には、前半部②造像主の就任官名をより細かく表記するに止まらず（21～22）、その家族の姓名・官

職も逐一挙げ(22~27)、また前半部では触れられていない造像主の三十年に及ぶ履歴、特に唐の創業における功績を記した上で(27~32)、前半部④の発願・造像の直接的な経緯(32~34)と、同じく⑧の造像事業の永続への願い(34~36)を繰り返して述べている。このように、前半部と後半部の記述は密接に関わっているため、両者を合わせて参照しつつ、以下、いくつかの事項について、検討を加えることにする。

(2) 造像主の官歴とその家系

造像主の齊士員には、北魏・東魏代に生きた曾祖父の齊常、北齊に仕えた祖父の齊恩、隋代に地方官を務めた父の羨と兄の傲がおることから、ある程度の家柄の山東士族出身者であったと考えられる。齊士員本人は、隋の開皇末頃に宿衛として起家し、以来、隋末まで皇帝の侍衛を務めたようである。ただし、煬帝の江南行幸には扈從せず長安に居残ったものの、唐の創業に際していち早く帰順し、「左一軍頭」(31)として実戦でも活躍したと記されている。もともと、具体的な戦功は何ら挙げられておらず、また唐成立後も「天闕を禁ずるを領す。毎に機要を承くること三十餘年」(32)とあるので、齊士員は隋唐両朝で宿衛畑を一貫して歩み続けた人物と評することができよう。語釈で解説したとおり、彼が所持した「右監門中郎將・右勳衛郎將・檢校左右領府郎將」(21)の肩書は、いずれも皇帝・宮殿警護のエキスパートにふさわしいものである。なお、世子の小師が「右翊衛」(25)になっているのは、父の職事官・勳官の資蔭に相違なく、貞觀十年に死去した長孫皇后の「挽郎」(25)となった次子の世武とともに、いずれは父と同じ官途を進むことを期待されたのではないかと推測される。残念ながら、孫の神感以下に関わる史料は管見の限り見出せておらず、のちに宰相を輩出した齊映・齊抗らの家系との関係も不明である。

(3) 齊士員と唐の高祖・李淵の関係

本造像銘が作製されたのは貞觀十三(639)年のことであったと考えられるが、時の皇帝は言わずと知れた太宗・李世民である。しかし、銘文中で崇拝の対象とされているのは、「太上皇」(14)たる高祖・李淵である。周知のとおり、武徳九(626)年六月の玄武門の変で太宗が実権を掌握すると、八月に帝位を譲った李淵は、太上皇として弘義宮改め太安宮に徙居した。貞觀九(635)年五月に同宮の垂拱前殿で亡くなるまでのそう短くはない隠居生活について、史書は多くを語らないが、「是の歳(貞觀八年)、城西に閱武するや、高祖親しく自ら臨視し、將士を勞いて還る。未央宮に置酒するや、三品已上咸

な侍る…。高祖大いに悦び、羣臣皆な万歳と呼び、夜を極めて方に罷む」(『旧唐書』卷一、高祖本紀。『資治通鑑』卷一九四、唐紀一〇は貞觀七年十二月にかける)との出来事が伝えられている。高祖は、長安城西にあった太安宮(具体的には宮城北西隅の城壁外側すぐの場所、『唐会要』卷三〇、弘義宮ほか参照)に起居しながら、城西での閱武に臨席し、太安宮の少し北西に位置する未央宮、すなわち唐の禁苑の一部を成す漢故長安城まで足を伸ばすこともあったのである。すると当然ながら、日常的な警護に当たる要員も相当数いたと考えなければならないが、李淵の死後、詔によって獻陵への終身供奉と陪葬の榮譽を賜った齊士員が、まったく無関係であったとは考えにくい。この点に関連して注目されるのが、齊士員が「長樂宮大監」(21~22)の職も兼務していたことである。長樂宮は漢故長安城の東南隅、前出の未央宮と太安宮の間に位置し、かつ長安入城を目前にした李淵が駐屯した高祖の創業ゆかりの地でもある(『大唐創業起居注』卷二ほか参照)。おそらく、義寧・武徳年間を通じて高祖の宿衛を務めた齊士員は、高祖退位後の静穏な生活を煩わさない心利いたる部下として、宿衛武官や離宮管理者の肩書で、高祖の側近に仕え続けていたのであろう。ちなみに、長樂宮が唐代前半期のうちに廃止されたのは、同所が高祖の隠居所にはかかわらず、程なくその役目を終えたからではなかろうか。いずれにせよ、そうした高祖との密接な関係があったからこそ、齊士員は太宗の詔によって獻陵への供奉を命じられたのであり、また、そうして「生死宮闕を離れ」(07~08)ないことは、彼自身の望みでもあったと考えられるのである。

ちなみに、『唐会要』卷二一、陪陵名位には、獻陵への陪葬を許された者二十五名が挙げられている。公主・諸王らを除いた臣下のうち、詳しい事績を知ることができる者に樊興と錢九龍がいる。ともに『旧唐書』卷五七、『新唐書』卷八八に立伝されていることから、同じ類型に属する人物であるのは言を俟たないが、両名がともに「皇家隸人」と呼ばれる隸属的立場から身を起し、高祖の側近となったこと、そして隋の長安大興城を攻陥した際に、樊興は右(左)監門將軍に、錢九龍は左監門郎將に任じられ、のちの貞觀年間には、それぞれ左監門大將軍、右監門大將軍まで昇進していることが注目される。さらに「樊興碑」によれば、樊興は貞觀十一年から十五年まで右監門將軍を務めており、右監門中郎將たる齊士員の直属の上司だったことが判明する。そこからは、高祖との関係が特に密接なこれらの者たちが、監門衛に集中的に配置されていた様

子が浮かび上がってくるのである[6]。監門衛の職掌は、『六典』等では宮中諸門の人や物の出入りの監視とされている。しかし実際には、高祖との密接な紐帯という制度外の人間関係が組織運営に大きく作用しており、太上皇やその陵寢の警護といった『六典』等に規定の見えない職務も、往々付加される場合のあった点に注意しておきたい。

(4) 唐初の謁陵儀礼

本造像銘冒頭には、「貞觀十三年歲次己亥正月乙巳朔一日」の日付が見えるが、『旧唐書』卷三、太宗紀下の同日条には、「十三年春正月乙巳朔、獻陵に謁す。三原県及び行従の大辟の罪を曲赦す。丁未、獻陵自り至る」とある。同じく『新唐書』卷二、太宗紀には、「十三年正月乙巳、獻陵を拜し、三原及び行従を赦し、県人の今歳の租賦を免じ、宿衛陵邑郎将・三原令に爵一級を賜う。丁未、獻陵自り至る」とあって、免税・賜爵の記事が付け加えられている。さらに『冊府元龜』卷八〇、帝王部、慶賜二を見ると、「十三年正月乙巳、帝、獻陵に朝す。三原県人の年八十已上及び孝子・順孫・義夫・節婦・鰥寡惻独にして篤疾有る者に、物を賜うこと各々差有り。宿衛陵邑郎将の齊士員及び三原令已下に、各々爵一級を賜う」とあって、『新唐書』の「宿衛陵邑(中)郎将」が「まかならぬ齊士員であることがわかり、そこから「三原令」が「崔璧玉」(05)であることも断定可能となって、当造像事業が太宗の謁陵に合わせ実施されたものであったことが判明するのである。

貞觀九(635)年五月庚子、「園陵の制度は、務めて儉約に従え」と遺詔して高祖は崩御し、同年十月庚寅に獻陵に葬られた(『旧唐書』卷一、高祖紀)。貞觀十一年七月、太宗は「涼武昭王(唐室の始祖とされる李暹)の、墓に近き二十戸を復して守衛に充て、仍りて芻牧樵採を禁」(『旧唐書』卷三、太宗紀下)じ、同年十月癸丑には、「先朝の謀臣・武将及び親戚の亡せる者に塋を賜いて獻陵に陪せし」(『新唐書』卷二、太宗紀)めるなど、先帝の陵墓整備を進めていった。それを受けて貞觀十三年正月一日に挙行されたのが、前述した太宗による親謁獻陵の儀礼であった。その式次第は、「貞觀十三年正月一日、太宗、獻陵に朝す。是の日に先んじ、宿衛、黄麾仗を設け、陵寢を周衛す。是の質明に至り、七廟の子孫及び諸侯・百僚・蕃夷の君長、皆な司馬門内に陪列す。太宗、小次に至り、輿を降り履に納れ、闕門に哭し、西面して再拜す。慟絶して興ざる能わず。礼畢わり、服を改め、寢宮に入り、親しく饌を執り、高祖及び先后の服御の物を閲視し、牀前に匍匐して悲慟す。左右の侍御する者、歎歎せざる莫し」(『唐会要』卷二

〇、親謁陵)と記されている。前掲した諸史料も併せ考えると、この唐代初の本格的な謁陵儀礼は、恩赦・免税・賜爵・賜物などを通じて、広く三原県の住民をも巻き込んだ一大ページェントであったと考えられる。

(5) 唐初の帝陵警護に関わった人々

そうした中であって、本造像銘に登場する人々は、どのような役割を果たしていたのであろうか。手掛かりが少なく、推測に頼らざるを得ない部分も多いが、順に検討してみたい。

まずは齊士員であるが、彼の正式な官職は右監門中郎将であり、宮殿諸門の監視が本来の職掌である。しかし、高祖の崩御・埋葬を経て、特に太宗の詔勅によって「獻陵供奉」(33)の榮譽を、さらに貞觀十一年十月に「陵後千歩」(34)への陪葬の特典を賜ると、「宿衛陵邑中郎将」(前掲『冊府元龜』)として獻陵警備の総責任者を務めることとなった。なお、この職務が一時的なものでなかったことは、「(貞觀十六年)十二月、左監門中郎将の齊士員をして兵を將いて獻陵を衛らしむ。(乙酉)帝、士員を召して至らしむ。望見して殿を降り、自ら(迎)う。悲咽して已まず。従官に謂いて曰く…。因りて江夏王道宗に命じて代行せしむ。獻ずる所の物、(帝)並な跪きて道宗に授く」(『冊府元龜』卷二七、帝王部、孝徳、および同卷三〇、帝王部、奉先三)とあって、最初の謁陵の三年後においても、引き続き齊士員が獻陵警備を務めていることから明らかである。

ところで、「兵を將いて獻陵を衛らしむ」(同上)とあるが、齊士員は一体いかなる兵を率いて警護に当たったのであろうか。所属先の監門衛は地方の折衝府は統轄しておらず、直属の兵員として320名の監門校尉(語釈⑨)や680名の監門直長(従七品上の衛官)らが配されていた。齊士員が平時から指揮下にあった彼らを率いて任務を遂行した可能性があり、実際、「左右監門校尉」の「崔璧玉」が「三原県令」「陵署令」を兼ねて現地にあったことは(04~05)、そうした推定を支持する部分がある。ただし、監門校尉・直長には宮殿諸門の監視という重要な本務があるので、獻陵警備を恒常的に担う余力はなかったはずである。すると、その担い手として注目されるのが、次に見る折衝府武官と隷下の兵士たちなのである。

本造像銘前半部(02~04)には、5つの折衝府、およびその折衝都尉2名、果毅都尉4名が登場している。地方軍府長官が統軍から折衝都尉に、副官が別将から果毅都尉に改名され、折衝府官制が正式施行されたのは貞觀十(636)年のことであり、本造像銘は、その実施初期の状況を伝える貴重な史料ということになる。そして、本稿冒頭でも触れたように、「三原県

下の呂村以下の諸村宿老が高祖献陵の宿衛のために動員されている具体的な様子」を伝える史料として、愛宕元氏がこれにいち早く注目されたのは、けだし慧眼というべきである[7]。また森部豊氏は、京兆府内折衝府の地理分布の網羅的な検討を踏まえて、折衝府の主要任務に国家の重要施設である帝陵等の守衛があったとする愛宕説に賛意を示されている[8]。筆者もそうした理解に基本的には賛成であるが、(1)5つの折衝府の、折衝都尉5名・果毅都尉10名の、あわせて全15名を挙げないのはなぜか、(2)三原県ではなく、富平県ないし美原県の頻陽府も含まれるのはなぜか、(3)5つの折衝府＝5000人の衛士を9カ村だけで出せるのか、言い換えれば5折衝府と9カ村に関係があるのかどうかなど、さらに検討すべき疑問が多く残されているのである。

筆者の見るところでは、献陵近郊の三原・富平等の諸県に存在する5つの折衝府の折衝・果毅都尉15名のうち、この6名が、軍府所属の衛士から「陵寢二所宿衛人」(05～06)を選抜・統率して、実際に献陵警備に当たった者たちであり、その縁で本造像事業に名をつらねたのではないか、逆に言うと、それ以外の9名の折衝・果毅都尉は別の任務に従事していたのではないかと思われる。そして、9カ村の中に5折衝府に兵員を供給しているものがあつた可能性は否定できないが、両者はびったり対応する関係にはなかつたのではなからうか。むしろこの9カ村と献陵との関わり方は、「(開元十七年十一月)諸陵は各々側近の六郷の百姓を取り、以て寢陵の役を供養せしむ」(『唐会要』卷二〇、親謁陵)とあり、「凡そ京畿の奉陵に充てられし県、及び諸々の陵墓及び廟邑戸、各々差降有り。橋陵は尽く奉先を以てす。献陵は三原を以てし…、各々三千戸たり…。(割注:皆な側近の下戸を取りて充つ。仍りて分ちて四番と作して上下せしむ)」(『六典』卷三、戸部郎中員外郎)とあるように、のちの開元年間に、帝陵側近の6郷＝3000戸が輪番制で献陵の維持管理に充てられたことの先行形態と捉えるべきではなからうか。おそらくこの9カ村は、すべて献陵直近の郷に編成されていた村であり、30キロほど東方にある頻陽府とは関係がなく、またその村人は、近くの折衝府の衛士とは別の立場で、寢陵の警備ではなく、清掃などの雑多な役務に従事していたのではないかと推測される。

(6) 帝陵警備の実態

このように、献陵には、監門衛・折衝府・県・郷・村などの複数の組織と多くの人々が関わっていたが、関係各所の調整に当たったのが、三原県令と陵署令を兼ねる崔璧玉であつたと

考えられる。彼は県の属官や「署丞の裴珉」(05)を通じて、施設の維持管理に必要な人員の徴発・配属等を取り仕切る一方で、監門校尉としては上役に当たる齊士員からも、色々と指図を受けたであろう。また、供物や宮人の陪葬墓については、宦官と目される「郭元宗」(05)にもお伺いを立てたりして、現地の実務担当責任者として多忙を極めたものと推定される。

ちなみに、「時に武衛大將軍の権善才、誤りて昭陵の柏樹を斫るに坐す。仁傑、罪は免職に当たると奏す。高宗令して即ち之れを誅せしむるや、仁傑又た罪は死に当たらずと奏す。帝色を作して曰く、善才、陵上の樹を斫りしは、是れ我をして不孝ならしむれば、必ず須く之れを殺すべし、と。左右、仁傑を囑て出でしむるも、仁傑曰く…、と。帝の意稍や解け、善才因りて死を免ぜらる」(『旧唐書』卷八九、狄仁傑伝)とあるように、陵墓の樹木を誤って伐採しただけで、正三品の高級将官が免職どころか死罪になりかねないほど、園陵の警備は厳重であつた。当然ながら、警備部隊の主力となる「陵寢二所宿衛人」は、かなりの緊張感をもって任務を遂行せねばならず、その責任は決して軽いものではなかつたはずである。

ところで、この三原県に所在する折衝府の兵士達は、こうした陵寢の警備に加えて、長安城の宿衛にも出かけていたのであろうか。また三原県は李靖の出身地なのであるが、彼らはこの唐代きつての名將の麾下にあつて、唐の天下統一戦に従軍したのであろうか。さらに、貞観年間後半の対高昌・高句麗・西突厥戦にも繰り返し動員され、そのまま辺境を守る鎮戍の防人とされたりもしたのであろうか。そして、平時・戦時を問わないこうした過重な負担に苦しめられたことが、いわゆる「府兵制」崩壊の原因となつたのであろうか。ここで、こうした通説的理解に関わつて注目したいのが、『大唐開元礼』卷四五、吉礼、皇帝拜五陵に、「拜謁する日の未明五刻、諸衛量りて黄麾大仗を陵寢に設けて陳布す(割注:諸そ陵寢の旧の宿衛の人は、各々本の職掌に依りて、移動するを得ず)」(『通典』卷一一六、礼七六、開元礼纂類一一、吉礼八もほぼ同文)とある史料である。前掲『唐会要』に見られた貞観十三年年頭の太宗の謁陵儀礼は、貞観礼・顕慶礼を経て開元礼につながつていったと思われるが、後の拜陵規定では、出御する皇帝の警備や儀礼の準備は中央諸衛の任務とされる一方で、日頃から陵寢に宿衛している兵士は普段通りの職務を遂行し、勝手に持ち場を離れて移動することは許されていなかったことが判明するのである。ここから浮かび上がってくるのは、兵士にはそれぞれゆるがせにできない主たる本務があるため、やたらと他の役割

は兼務させておらず、そうした一定の配慮によって、少なくとも貞観から開元に至る約百年間は、長安北郊の帝陵地区において、同区所在の折衝府の衛士が、陵寢の宿衛を担う体制が堅持されていた、という事実である。これを踏まえれば、折衝府と衛士の制度が、軍府の偏在といったそれ自身が内包するひずみによって、必然的に崩壊したとする理解はもちろん、衛士の過重な負担を所与の前提として、非軍府州からの兵募の徴発によって、全体として負担の均衡が図られていたという修正的な見解も、ともに再検討の余地があると言えよう[9]。

魏晋以来の「軍府」の沿革を持つ唐の折衝府官制であるが、やはり永続を企図して発足した制度であったと考えるべきであろう。そして、皇帝の代替わりごとに帝陵が造営されて警備対象が増えるといった経時的変化に対しては、狭郷での軍府の新設が難しい中で、帝陵警備に穴を開けないように運営上の工夫がなされたものと考えられ、十分な期間にわたってこうした体制が維持されていたのである[10]。その間、唐の対外的発展とその反動としての国際情勢の悪化という制度外的要因によって、衛士の軍務負担が増加する中で、新たに健児や曠騎といった新兵種が動員されていった。また、唐初以来、北衙が発展を続けており、長安警護の主体はとっくに入れ替わっていたようなのであるが、かといって折衝府が廃止されることはなかった。折衝府の衛士は、軍務全体における比重を低下させながらも、たしかに存続していたのである。そして、軍府の集中した華北を舞台に安史の乱が勃発すると、折衝府の多くは戦いの中で消滅したり、吐蕃に没したりしたため、徐々にその実体を失っていったのであるが、一部は神策軍や節度使に取り込まれ、その支配機構内でさらに一定期間存続する場合もあったものと考えられる。以上はおおよその見通しに過ぎないが、今後の唐代軍事制度の研究においては、軍防令等に規定された全国一律の制度像の再現に止まらず、地域により、さらには個々の軍府によっても異なる諸相に、積極的に目を向けていかなければならないであろう。

おわりに

本稿では、「唐・齊士員造像銘」を素材として、長安北郊の帝陵地区にスポットを当てつつ、唐初の武官・衛士の勤務の実態について検討を加えてみた。唐代軍制の全体像は、これと同様のミクロの視点からするケーススタディを、地道に積み重ねていく作業を通じて、再構築されなければならないと考えている。今後取り上げてみたい史料・地域もあるが、具体的な

検討は、稿を改めて行うこととしたい。

参考文献

- [1] 拙稿：“唐代兵制＝府兵制の概念成立をめぐる一唐・李繁『鄴侯家伝』の史料性格と位置づけを中心に―”史観 第 147 冊(2002), pp.17-32.
 - [2] 拙稿：“西魏・北周の二十四軍と「府兵制」”東洋史研究 第 70 巻第 2 号(2011), pp.31-65. および中文訳“西魏、北周の二十四軍と『府兵制』”中国中古史青年学者聯誼会会刊 中国中古史研究 第 5 巻(2015), pp.144-174. を参照。
 - [3] この点については、拙稿：“隋唐時代的“府兵制”与軍府”第九届中国中古史青年学者国際会議論文集(中国・武漢、2015), pp.183-228. で取り上げ、おおよその見通しに止まるが、すでに私見を述べておいたので参照のこと。
 - [4] 愛宕元：“唐代府兵制の再検討―折衝府の歴史地理的分析―”東洋史研究 第 56 巻第 3 号(1997), pp.61-89.
 - [5] 張總：“初唐閻羅圖像及刻經―以《齊士員獻陵造像碑》拓本為中心”唐研究 第 6 巻(2000), pp.1-17.
 - [6] 拙稿“皇帝と奴官―唐代皇帝親衛兵組織における人的結合の側面―”史滴 第 36 号(2014), pp.52-78. を参照。「高祖之れと旧有り、以て世祖の名を避け、姓李氏を賜」わった左監門大將軍の丙(李)粲(『旧唐書』巻九八、李元紘伝、『新唐書』巻七二上、宰相世系二上、唐・李恊墓誌)も、そうした人物の一人である。
 - [7] 愛宕前掲注[4]論文、および同“京兆府の戸口推移”唐代史研究会編 律令制―中国・朝鮮の法と国家―、汲古書院(1986)、同氏著“唐代地域社会史研究”同朋舎(1997)再録、pp.127-128. を参照。
 - [8] 森部豊：“唐京兆府内折衝府地理分布の初歩研究”史念海主編 中国歴史地理論叢、1999 年増刊, pp.359-380.
 - [9] 折衝府兵士と兵募の関係など、先行研究の問題点に言及した最近の研究に、山内敏輝：“唐の軍国体制と府兵制の地域性―軍府州と羈縻州の在地比較を視点として(Ⅰ)(Ⅱ)―”東洋史苑 第 84 号(2015), pp.61-96. 第 85 号(2015), pp.1-49. があるので参照のこと。
 - [10] 皇帝から直々に乾陵宿衛を委嘱され、「宿衛所」に病没した龐同本がその一例であるが、詳しくは同墓誌参照のこと。
- 謝辞：本研究は、[JSPS 科研費 17K03154](#) の助成を受けたものです。